

コロナ禍における 欠損金の繰越控除と繰戻し還付制度

税理士法人アフエックス
(商工研相談業務委嘱先)
税理士・公認会計士

金子尚貴

Q

新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の事業年度で赤字となり欠損金が生じました。前期以前の所得金額に繰り戻して法人税の還付を受ける制度について教えてください。

A

コロナ禍によって業績が悪化し、先行き不安がある事業者が増えています。特に、最初に緊急事態宣言が発令された令和2年4月以降を含む事業年度において、事業活動に大きな影響を受け、欠損金が生じるケースが多くなっています。

欠損金が生じた際は、他の事業年度で生じる所得金額と相殺するために、翌期以降への繰越だけでなく、前期への繰戻しを検討する必要があります。

1. 青色申告法人の欠損金の繰越控除

欠損金の繰越控除は、今期生

じた欠損金を翌期以降に繰り越して、以後の事業年度で生じる課税所得から控除できる制度です。

(1) 適用要件

欠損金の繰越控除をする法人は、欠損金額が生じた事業年度において、青色申告書である確定申告書を提出し、その後の各事業年度についても連続して確定申告書（白色申告書でも可）を提出している法人です。

(2) 繰越期間と控除限度額

平成28年度の税制改正によって、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額の繰越期間は、10年となっています。控除限度額については、資本金の額が1億円以下である普通法人等は、控除をする事業年度の所得金額を限度として繰り越した欠損金全額と控除が可能です。一方で、資本金の額が1億円を超える法人等は、平成30年4月1日以後に開

始する事業年度からは、所得金額に対して100分の50が控除限度額となっています。

繰り越された欠損金は、古い事業年度において生じたものから順に控除されます。翌期以降の赤字が見込まれて課税所得が生じる場合には、欠損金の繰越控除による税額負担の軽減を翌期以降の早い段階で受けることができます。しかし、見通しが不透明な場合には課税所得が当分の間生じない可能性があり、控除ができないまま10年が経過して欠損金が消滅することも考えられます。

2. 欠損金の繰戻しによる還付

欠損金を将来の課税所得と相殺する繰越控除に対して、繰戻しによる還付は前期の課税所得と相殺します。欠損金の繰戻しによる還付は、今期生じた欠損金をその事業年度開始の前1年以内に開始したいずれかの事

業年度に繰り戻して法人税額の還付を請求できる制度です。

(1) 適用要件

欠損金の繰戻しによる還付をする法人は、資本金の額が1億円以下である普通法人等で、繰戻しをする事業年度から欠損金額が生じた事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出している法人です。また、欠損金額が生じた事業年度の青色申告書である確定申告書と欠損金の繰戻しによる還付請求書とその提出期限までに提出する必要があります。

(2) 新型コロナウイルス特法による適用範囲の拡大

新型コロナウイルス特法によって、適用対象が拡大されています。令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、2.(1)の中小企業者等に加えて、資本金の額が10億円以下である法人等も適用

名称	要件	欠損金の控除対象
繰越控除	欠損事業年度において青色申告	将来の所得金額(10年間繰越し可)
繰戻しによる還付	繰戻す事業年度から継続して青色申告	前事業年度の所得金額
災害損失欠損金の繰戻しによる還付	なし	青色申告の場合、前2年の事業年度の所得金額

対象となります。ただし、資本金の額が10億円を超える法人等である大規模法人による100%子会社や100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式または出資の全部を直接または間接に保有されている法人等は、適用対象から除かれます。

欠損金の繰戻しによる還付は、すでに納付している法人税の還付手続きとなり、資金繰りの面で有効です。一方で、本制度については欠損金額その他必要な事項について調査する旨が規定

されています。還付請求のみで還付が受けられるわけではありませんが、税務署からの問い合わせや調査に適切に対応する必要があります。

3. 災害損失欠損金の繰戻しによる還付

2. の欠損金の中で、特に災害のあった事業年度や中間期間に発生した欠損金は、災害損失欠損金に該当する場合があります、適用要件が異なります。

災害損失欠損金の繰戻しによる還付は、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度または災害のあった日から同日以後6月を経過する日までに終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額がある場合に、その事業年度または中間期間開始の前1年（青色申告書を提出する法人は前2年）以内に開始したいずれかの事業年度に災害損失欠損金額を繰戻して法人税額の還付を請求できる制度です。対象となる災害として、自然現象の異変による災害（震災、風水害および火災、冷害、雪害、

落雷、噴火等）、人為による異常な災害（鉱害、火薬類の爆発等）、生物による異常な災害（害虫、害獣等）があります。また、繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とは、災害により棚卸資産、固定資産または一定の繰延資産について生じた損失の額で、資産の減失等により生じた損失の額、被害資産の原状回復のための費用などに係る損失の額および被害の拡大または発生防止のための費用に係る損失の額になります。ただし、

保険金や損害賠償金等によって補填されるものを除きます。

(1) 適用要件

災害損失欠損金の繰戻しによる還付は、資本金等の要件はなく、災害欠損金を有するすべての法人が対象となります。繰戻しをする事業年度から災害欠損金額が生じた事業年度の前事業年度まで連続して確定申告書を提出しており、欠損金額が生じた事業年度の確定申告書または仮決算による中間申告書と、災害損失の繰戻しによる還付請求書とその提出期限までに提出している必要があります。

(2) 新型コロナウイルス感染症への適用

災害損失欠損金の該当の可否について、例が示されています。

◆災害損失欠損金に該当する例
・飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損

・感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損

・施設や備品などを消毒するために支出した費用

・感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用

・イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

◆災害損失欠損金に該当しない例

・客足が減少したことによる売上減少額

・休業期間中に支払う人件費
・イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

青色申告の場合は、欠損金の一部を災害損失欠損金として前前期へ繰戻し、残りを前前期へ繰戻すことも可能です。